

外国人患者の受入拠点となる医療機関

第1回 訪日外国人旅行者に対する医療の提供に関する検討会
平成30年11月14日

厚生労働省 医政局 総務課 医療国際展開推進室

(1) 各都道府県に求められる取組（総論）

- 我が国全体で観光立国が推進される中で、各都道府県においても外国人観光客の増加による地域の活性化に向けてそれ取り組みが進められているが、一方で訪日外国人が安心・安全に医療を受け、帰国できる体制の整備についても併せて取り組むことが求められている。
- このためには、各都道府県の衛生部局が観光部局等と連携し、また、管内の市町村や医師会・関係団体とも連携して、2019年のラグビーワールドカップの開催や2020年のオリンピック・パラリンピックの開催も念頭に体制づくりを進めることが必要。
- 政府としても取り組みを推進するために、6月14日に「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ」が開催されたところであり、厚生労働省としても自治体・関係団体と協力して、訪日外国人・在留外国人が安心・安全に医療機関を受診できる体制づくりに向けて取り組みを推進することとしている。
- このような状況を踏まえ、都道府県が、それぞれの地域の実情に応じた具体的取り組みを進めることが求められる。 検討課題としては、例えば次のようなものが考えられる。
 - ① それぞれの地域における実態・課題等の把握
 - ② 外国人の受入が可能な医療機関の選定
 - ③ 外国人を受け入れる医療機関の受入体制の整備
 - ④ 外国人を受け入れる医療機関向けの医療通訳や翻訳機器等の活用体制の整備
 - ⑤ 外国人を受け入れる医療機関における円滑な支払の確保に向けた体制の整備
 - ⑥ 外国人を受け入れる医療機関に関する関係者間での情報共有
 - ⑦ 地域の医療機関・行政の担当窓口の体制整備
 - ⑧ 地域の行政・医療機関・消防・旅行・宿泊等の関係者による連携体制の構築 など
- 厚生労働省は、2018年6月の都道府県衛生部長会において、都道府県に対して、以下の取組を依頼すると予告したところ「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」を選定すること
 - 都道府県毎に、「重症例を受け入れ可能な医療機関」を1カ所以上選定
 - 外国人観光客が多い二次医療圏では、「軽症例の受け入れ可能な医療機関」を選定

(2) 外国人患者を受入れる医療機関の像

- 外国人患者を受入れる医療機関への支援や、認証・推奨・登録は、複数の省庁・団体が行っている。
- これらの医療機関の情報は一元化されておらず、医療機関や地方自治体からはわかりづらいという声が寄せられてきた。また、医療機関の外国人患者受入に対する姿勢に、差があるのではないかとの声がある。
- 医療機関や地方自治体のみならず、外国人患者、観光・宿泊事業者、地域の住民等がわかりやすい形で情報提供する必要。

これまでの枠組み

実施主体	事業・リスト名	事業の内容	対象患者	医療機関数(降順)
① 観光庁	訪日外国人旅行者 受入医療機関リスト	都道府県に医療機関の選定を依頼し、訪日外国人旅行者が滞在中の病気やケガ等の際に、安心して受診できる体制が整備された医療機関をリスト化。日本政府観光局のホームページを通して情報を発信する。同ページでは対応言語、診療科目、使用可能なクレジットカード等で医療機関の検索が可能	訪日外国人旅行者	1,255
② 厚生労働省	外国人患者受入れ環境整備推進事業	医療機関への医療通訳者・コーディネーターの配置や、院内体制整備(院内案内表示や院内資料の多言語化)への財政的支援	外国人患者	111
③ 一般社団法人 日本医療教育財団	外国人患者受入 医療機関認証制度 (JMIP)	在留、訪日外国人へ安心・安全な医療を提供するための環境が整備された医療機関を認証する。	在留外国人 訪日外国人	48
④ 一般社団法人 Medical Excellence JAPAN(MEJ)	ジャパン インターナショナル ホスピタルズ (JIH)	日本の高度な医療を目的に、医療ビザを取得し渡航する外国人患者の受入に意欲があり、適切な受入体制を整備した医療機関を推奨し、海外に発信する。	治療・健診を目的に渡航する外国人患者	45

今後のあるべき像

- 
- 都道府県が主体的になり、関係者を交えながら医療機関を推薦
 - 登録された医療機関は、わかりやすい形で公開。
 - 歯科診療所も対象。

(3) 平成31年「外国人患者の受入拠点となる医療機関」の基準(案)

事務局案は以下のとおり

(1) 都道府県単位の「重症例を受入可能な医療機関」

- ① 都道府県の医療計画における二次以上の救急医療機関
- ② 言語対応：多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

(2) 2次医療圏単位の「軽症例を受入可能な医療機関」

- ① 対象となる医療圏
 - ア ラグビーW杯またはオリンピック・パラリンピックの開催地を含む医療圏
 - イ 訪日外国人観光客の多い医療圏
 - ウ 在留外国人が多い医療圏
 - エ その他、都道府県が指定する医療圏
- ② 診療時間：特に制限を設けない
- ③ 診療科：特に制限を設けない
- ④ 言語対応：多言語での対応が可能であること
 - ※ 言語の種類は医療機関の実情にあわせて設定するものとする
 - ※ 医療通訳者、電話通訳、デバイス等の形式は問わない

(4)スケジュール（案）

スケジュール（案）は以下のとおり

2018年度中

- 厚生労働省より各都道府県へ、「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」の推薦を依頼
- 厚生労働省より各都道府県へ、「訪日外国人に対する医療に係る医療機関調査」の結果（一部）を共有
- 各都道府県より厚生労働省へ、「地域における外国人患者の受入拠点となる医療機関」を報告

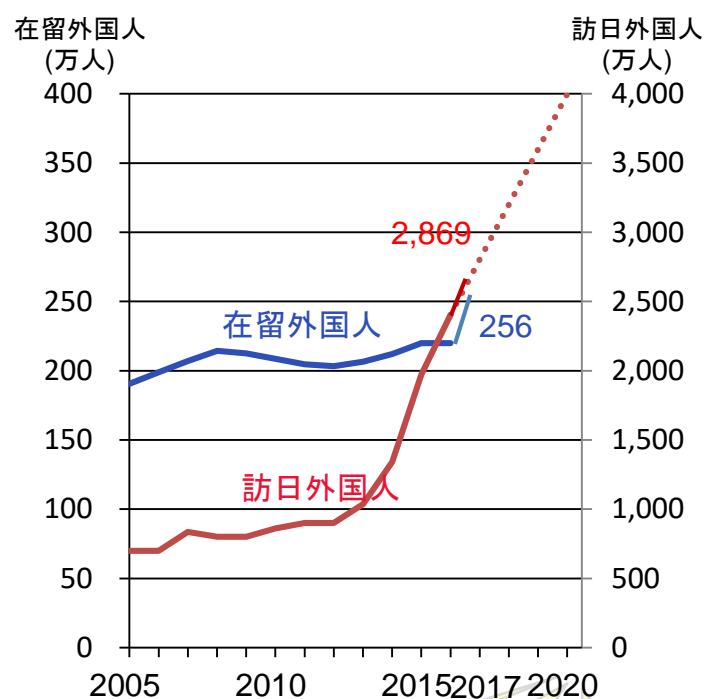
2019年4月以降

- 厚生労働省は、各都道府県からの報告結果をとりまとめて公表

參考資料

(参考)在留外国人・訪日外国人数の推移

外国人数の推移



外国人の分類と受診に際する特徴

	人数	受診理由	受診する医療機関
在留外国人	256万人 ¹⁾	日常診療	地域の医療機関
訪日外国人 (観光目的)	2,869万人/年 ²⁾	救急診療 (急病・怪我)	観光地の医療機関 (どこの医療機関にも受診する可能性)
訪日外国人 (医療目的)	数千～万人/年 ³⁾	健康診断・先進的治療	外国人受入に取組んでいる医療機関

厚生労働省は、在留外国人と、観光・ビジネス目的で訪日し、医療が必要となった訪日外国人、および、在留外国人・訪日外国人を受け入れる医療機関における医療体制の整備を支援

1. 2017年12月末 在留外国人統計(法務省)における「在留外国人」の数(定義: 中長期在留者及び特別永住者); 2. 日本政府観光局 訪日外客の動向(2017年)より;
3. 6,914人(2014年) - 国内医療機関による外国人患者受入の促進に関する調査(経済産業省)